

平成 27 年 10 月 22 日

法人会会員各位

(公社) 村上法人会
会 長 今井 栄一

マイナンバー制度研修時の質問に対する回答について

秋涼の候、会員皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び
申し上げます。

さて、先の 9 月 15 日に開催いたしました渡部税務署長講師による
マイナンバー制度研修会時に、皆様から提出いただきました質問に
ついて、回答をいただきましたので送付いたします。

今後のマイナンバー制度導入にお役立ていただきますようご案内
申し上げます。

マイナンバー質問票

ひな型等の要求等

問：マイナンバーの取扱い全般に関して、社内規程の作成や、就業規則の見直しを検討した方が良いと思われるが、何かひな型の様なものはあるか？

問：業務委託先との安全管理面に関して、互いに守るべきルールを記載した契約書の様な物のひな型があれば欲しい。

問：事業者が講ずべき安全管理措置（基本方針の策定、取扱規程、マイナンバー利用目的の明示等）のひな型（様式）があれば欲しい。（ホームページ等のアドレス等）

問：社内規程、就業規則を変更しないといけないとよく言われるが、ネットを見ると沢山のひな型があり良く分からない。

問：当社は、社長・会長を含め、13 人の会社。適切で明瞭なモデルがあれば示して欲しい。

問：安全管理措置に組織としての対応について、取扱規程等の策定とあるが、「ひな型」的なものはあるか。

答：国税庁として、ひな型等は作成していません。

詳しくは、特定個人情報保護委員会にお問い合わせください。

参考：<http://www.ppc.go.jp/> （ナビダイヤル 0570-20-0178）平日 9：30～22：00、土日祝 9：30～17：30）

又は「特定個人情報取扱規程 雛形」で検索

マイナンバーの記載時期等について

問：28 年度の途中でやめた（又は死亡した）場合、従業員に渡す源泉徴収票の用紙は、マイナンバーを記載する欄がある新しい用紙を渡さなければならないのか。

答：平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係るものから番号の記載が必要になりますので、お尋ねの場合には、番号記載欄のある、新様式をお使いいただくことになります。

なお、源泉徴収票への番号記載について、研修の際、本人交付用を含め、給与所得者・控除対象配偶者・扶養親族の個人番号を記載する旨説明しましたが、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

なお、個人番号の記載欄のない様式については、10 月下旬以降に国税庁 HP にて公表いたします。

マイナンバーを記載する書類の範囲について

問：税務申告の添付書類（例えば、売掛先、買掛先、仮払金支払先、貸付借入先とか）
にもマイナンバーの記載は必要か。

答：税務関係書類のうち、個人番号又は法人番号の記載が必要なものは、国税通則法において、申告書・申請書・届出書、調書その他の書類と規定されているほか、各税法及び財務省令により定められております。従って、それらに規定されていない申告書の添付書類等については個人番号又は法人番号を記載する必要はありませんので、御質問にいただいている添付書類に個人番号又は法人番号の記載は必要ありません。

マイナンバーの取得について

問：読影等で毎月1万円以下の報酬を払っている外部の医師に対して、マイナンバーの提示を求める必要はあるか。

答：契約締結時に、契約内容により支払調書の提出が不要となる金額であることが明らか
な場合には、支払調書の提出は不要と考えられますので、契約時点で個人番号の提出を
求めることはできません。

なお、年の途中で契約を締結し、その年は支払調書の提出が不要であっても、翌年以
降、支払調書の提出が必要となる場合には、翌年の支払調書作成・提出事務のため、個
人番号の提供を求めることができます。

マイナンバーの管理等について

問：扶養控除申告書等の保管期間は、従来5年程度必要だったと思うが、個人番号が記
載されたものを保管する場合、最新のもの以外（過年度分）について、個人番号の記
載を抹消（黒く塗りつぶす等）しても良いか。（特定個人情報の書類をなるべく少なく
したい。）

答：扶養控除等申告書は、税務署長から提出を求められた場合を除き、提出期限の属する
年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要があります。

提出を受けた扶養控除等申告書はその原本を保存する必要がありますが、記載事項の
一部にマスキングをした場合、原本を保存しているとはいえないため、扶養控除等申告
書の個人番号部分をマスキングした上で保存することはできません。

なお、脱着可能な目隠しシール等を貼付した上で保存することは問題ありません。

マイナポータルサイトについて

問：マイナポータルサイトでは、マイナンバーの利用履歴確認が可能とのことですが、個人がパスワードで入って行く等の方法で、あくまでも本人個人しか見られないシステムなのか？

答：マイナポータルにログインするためには、個人番号カードに格納された電子証明書を
利用することになります。